

【指定認知症共同生活介護・指定介護予防認知症共同生活介護】

【別添 1】

1. 利用料金

- ① 利用者がまだ要介護・要支援の認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額を一旦お支払いいただきます。要介護・要支援の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅・介護予防サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、利用者が保険給付の申請を行うための必要事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。
- ② 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて利用者の負担額を変更します。
- (1) 介護保険基準サービス

【指定認知症共同生活介護・指定介護予防認知症共同生活介護】

① サービス利用料金 (*1日につき)

下記の単位数から、所定単位数（利用者の要介護度に応じた単位数と各種算定された加算を加えた単位数）に、「介護職員処遇改善加算（Ⅰ）」を上乗せし、地域区分「その他」であるため10円を乗じた額をサービス利用料金とします。その内、介護保険自己負担分（1割または2割）をお支払い下さい

(単位：単位数)

区分 (1日につき)	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
指定認知症共同生活介護 指定介護予防認知症共同生活介護	749	753	788	812	828	845
・初期加算 30 *入居した日から起算して30日 ・サービス提供体制強化加算（Ⅰ）22（Ⅱ）18（Ⅲ）6 入院時費用 246 ・医療連携体制加算（Ⅰ）37 協力医療機関連携加算（Ⅰ）100（Ⅱ）40 ・看取り介護加算（Ⅰ）1280（Ⅱ）680（Ⅲ）144（Ⅳ）72 ・夜間支援体制加算（Ⅰ）50（Ⅱ）25 ・認知症専門ケア加算（Ⅰ）3（Ⅱ）4 認知症チームケア推進加算（Ⅰ）150（Ⅱ）120 ・退居時情報提供加算 250 生産性向上推進体制加算（Ⅰ）100（Ⅱ）10 ・科学的介護推進体制加算（Ⅰ）40（Ⅱ）60 ・高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ）10（Ⅱ）5 新興感染症等施設療養費 240 *介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）利用する所定単位数に18.6%が上乗せされます ※介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）については、令和6年6月1日から令和7年3月31日まで算定可能。						

(2) 介護保険基準外サービス

以下のサービスは、利用料金の全額が利用者の負担となります。(単位：円)

(1) 家賃	1ヶ月	48,000円
ただし、月の途中における入居又は退去については、日割り計算として下記の金額といたします。		
	1日	1,578円
(2) 食費	食事1日分につき	1,300円（朝食：260円 昼食550円 夕食490円）
(3) 光熱水費	1日	400円
ただし、入院期間中は徴収しないものといたします。		
(4) 次あげる日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担することが適当と認められる費用について、一旦事業所が立て替えたものの費用実費	(・個人の希望する日用品購入費・共同生活するうえで必要な消耗品共同購入費) (・理美容代・オムツ代・医療費)	
ただし、共同生活に必要な消耗品購入費においては、入院期間中は徴収しないものといたします。		
(5) 事業所が特に定める教養娯楽設備等の提供、あるいはレクリエーション行事にかかる費用。	実費	
(6) 入居保証金	1ヶ月家賃分	
ただし、入居前に徴収し、退去時に返金する。尚、利用料及び事業所立替分の滞納時に引当てとする。		